

令和3年10月28日
 新型転換炉原型炉ふげん

保安規定変更認可申請に対する
 公開審査会合(9/28)におけるコメント対応について

令和3年9月3日に申請させて頂いた保安規定変更認可申請書について、令和3年9月28日の公開審査会合等におけるコメントに対する対応案は以下のとおりです。

1. 公開審査会合等におけるコメント(議事録から主旨を抜粋して記載)

(1)セメント混練固化装置

No.	内容
1	別表第4の性能維持施設のセメント混練固化装置に要求される機能に固化機能を追加しているが、機能維持の方法が外観点検となっている。適切な記載に修正すること。
2	性能維持施設の一覧表に、セメント混練固化装置の仕様等を反映したとのことであるが、保安規定本文の廃棄物の処理方法等の記載において、アスファルト固化を実施するという記載のままになっている箇所がある。これについては、併せて変更が必要と考えている。表の変更だけでなく、保安規定本文にも変更がないことを確認し、必要があれば対応すること。

2. 公開審査会合等におけるコメントに対する対応方針及び対応案

(1)セメント混練固化装置

コメント1

別表第4の性能維持施設のセメント混練固化装置に要求される機能に固化機能を追加しているが、機能維持の方法が外観点検となっている。適切な記載に修正すること。

(対応方針)

- ・ 「固化機能」の機能維持の方法に「装置の運転状態の確認により機能を維持する」及びその性能に「運転状態に異常がないこと」を追記

(対応案)

別表第4

別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設(11/11)								
施設区分	設備等の区分	設備(建設)名称	設備、維持台数、位置、構造等	要求される機能	性能	点検計画 ^{※1}		
等ら廃止措置に必要な主要装置 ^{※5}	・ 運転状態に異常がないこと			継続的監視機能	装置の運転状態の確認により機能を維持する。			
	レベル2用モルタル充填固化装置	-	レベル2用モルタル充填固化装置 ・基数:一式	継続的監視機能 監視機能	放射線物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること ・放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	外観点検により機能を確認する	1年に1回	対象廃棄物の処理完了まで
	レベル4用廃棄物処理・搬送装置	-	レベル4用廃棄物処理・搬送装置 ・基数:一式	継続的監視機能 監視機能	放射線物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること ・放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	外観点検により機能を確認する	1年に1回	対象廃棄物の処理完了まで
	セメント混練固化装置	-	セメント混練固化装置 ・基数:1基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・処理能力:1900/回/期	継続的監視機能 監視機能 固化機能	放射線物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること ・放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること ・運転状態に異常がないこと	外観点検により機能を確認する 装置の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	対象廃棄物の処理完了まで
	原子炉領域遠隔解体装置	-	熱的切断装置又は機械的切断装置 把持装置 吊上げ装置 ・基数:一式	遠隔操作機能	・遠隔操作が可能であること	遠隔操作により機能を確認する	1年に1回	原子炉領域及び生体差への解体撤去工完了まで
	予備電源装置	-	予備電源装置 ・基数:一式	電源供給機能	性能維持施設に電源を供給できる状態であること	外観点検により機能を確認する	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事着手まで
1年に1回:4月1日を始期とする1年の間に1回実施(ただし、点検・補修等による運転停止又は設置工事等により、当該年度内に実施することが困難な場合は除く) ※1:付随する機器を施設管理要領に定める ※2:維持すべき期間における終了時期は運用管理要領に基づき管理する ※3:第48条の測定に用いる放射線計測器類 ※4:第34条の測定に用いる放射線計測器類 ※5:廃止措置のために導入する設備								

コメント2

性能維持施設の一覧表に、セメント混練固化装置の仕様等を反映したとのことであるが、保安規定本文の廃棄物の処理方法等の記載において、アスファルト固化を実施するという記載のままになっている箇所がある。これについては、併せて変更が必要と考えている。表の変更だけでなく、保安規定本文にも変更がないことを確認し、必要があれば対応すること。

(対応方針)

- ・「第7章 廃棄物管理 第2節 固体状物質の管理」の第29条(放射性固体廃棄物の処理及び貯蔵管理)第1項第1号の濃縮廃液固化処理の記載において、セメント混練固化装置の供用開始後は、本装置を用いて固化処理する旨追記

なお、当該箇所以外において反映すべき事項はないことを確認した。

(対応案)

(放射性固体廃棄物の処理及び貯蔵管理)

第29条 施設管理課長は、次の各号に掲げる放射性固体廃棄物について、それぞれの種類・性状等に応じた処理及び貯蔵管理を行う。

- (1) 濃縮廃液は、濃縮廃液貯蔵タンクに貯蔵し、必要に応じてアスファルト固化装置により固化処理してドラム缶詰めし、固体廃棄物貯蔵庫(以下「貯蔵庫」という。)に貯蔵保管する。ただし、セメント混練固化装置の供用開始後は、貯蔵している濃縮廃液をドラム缶に固化材と混練して固化し、貯蔵庫に貯蔵保管する。

(以下、省略)

以上